

宿泊税に係る旭川ホテル旅館協同組合との意見交換会の結果概要

1 日時

令和6年1月16日（火）16：30～17：40

2 場所

旭川トーヨーホテル 3階エメラルド

3 出席事業者数

12者

4 主な意見と市の考え方

(1) 宿泊税導入の是非について

① 宿泊税の導入に当たり、福岡は入湯税を減額したが、旭川市は減額しないとすれば、入湯税と宿泊税は観光振興という同じ目的に使用されるので、不相当であり、宿泊税導入は反対である。

→ 入湯税は、鉱泉浴場における入湯行為に対し課税しており、宿泊税については、宿泊行為に対し課税することになるもので、二重課税には当たらないと認識している。

② スポーツ合宿、子どものスポーツ大会、ビジネスマンなど連泊する宿泊料金5～6千円の客からも毎日徴収するのか。

→ 他市町村の制度設計においては、1人1泊毎に宿泊税が課税されており、連泊の場合は1泊毎に宿泊税が課されることとなる。

宿泊客から宿泊税を徴収するにあたっては、チェックアウトの際に一括して徴収することも可能だが、月を跨ぐ宿泊の場合、チェックインした月、チェックアウトした月でそれぞれの宿泊数を申告納入する必要があると認識している。

(2) 宿泊税率について

① 宿泊金額によって宿泊税の金額が異なると、いろいろと抜け道が出てくる（食事代金を操作する等）ので不相当ではないか。

→ 宿泊税の額については、必ずしも北海道の制度設計と合わせる必要はないため、様々な御意見を伺いながら成案化していきたい。

(3) 使途について

① 宿泊税を2次交通の利便性向上に使うのは疑問である。

→ 本市のような地方都市では2次交通が脆弱であるので、どのような形で事業を実施するかは今後検討することになるが、必要なことだと考えている。

② 使途は担保されるのか。

→ 使途を毎年公表することで、観光振興のために使われたことが明らかになる。

③ 宿泊税を導入すれば、市も負担が生じると思うが、宿泊税を財源とするのか。

→ 市においてもシステム導入の費用が必要となるので、宿泊税を財源とする考えであるが、宿泊税導入前に必要となる経費なので、どのような対応ができるのか検討することになる。

また、宿泊税導入後の徴収に係る事務費用に対しては宿泊税を充てることが可能であると考えており、対象経費については、他の先行自治体の状況などを踏まえて今後検討する予定である。

④ 使途は、これまでも言われてきたことであり、宿泊税を断念したらこれらの事業はどうなるのか、また導入が実現すればこれらの事業を実施すると約束できるのか。

→ 宿泊税が導入できなかったら、財源がないため、想定している事業はできない、あるいは縮小して実施することになる。

導入が実現すれば、事業者の皆さんと協議の上、優先順位を付けて毎年順次事業を実施することになるが、最終的には、市の予算編成過程を経て、議会の議決により決定することになる。

(4) 課税免除について

① 教育旅行の免除の範囲を示してほしい。

→ 教育旅行の課税免除については検討段階であるが、宿泊事業者の混乱を招かないようにするためにも、北海道の制度設計に合わせる必要があると考えている。

(5) 特別徴収義務者への支援について

- ① 宿泊税の管理にソフトを導入する際の費用負担を支援してくれるのか。
→ 導入経費を支援することも考えられるので、今後、宿泊事業者と協議を行う。
- ② 人手不足の中で、税を徴収する手間をどうしてくれるのか。
→ 人手不足の問題は認識しており、課題解決のためにどのような方策が考えられるか、宿泊事業者から意見を聴取する。

(6) 支払拒否等への対応について

- ① O T Aの予約客など、事前決済とした場合は手数料が発生するため、現地支払いをしてもらうことになると思う。それに対しクレームや支払拒否ができることに不安がある。
→ 事前決済だと、宿泊税分もO T Aに手数料を支払うことになるため、宿泊事業者の判断になるが、入湯税と同様、現地で納付してもらうことになると思われる。
- ② 支払を拒否する宿泊客にはどうやって対応するのか。
→ 特別徴収制度においては、納税義務者が宿泊税相当額を未払いであっても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者がその徴収すべき宿泊税相当額を申告納入する義務がある。
そのため、宿泊者が支払いを拒否することがないように、宿泊税の導入に先立ち1年程度の周知期間を設けることで広く理解が得られるよう努める予定である。

(7) その他

- ① 市は宿泊税の納付状況をどうやって把握するのか。
→ 宿泊事業者が宿泊税を徴収し、かつ、その徴収すべき宿泊税を旭川市に納入することを想定している。
また、適正な申告納入のため、他の先行自治体を参考として特別徴収義務者の皆様に帳簿の記載、書類の作成及びそれぞれの保存（申告納期限から5年間程度）をしていただくことを想定しているほか、必要に応じて税務部局が税務調査を行うことできる旨を条例で規定することを検討している。

- ② 税は公平・公正であるべきであり違法民泊をしっかりと対応すべき。
- 課税客体については、北海道が宿泊税を導入する場合、市においても一致させる必要があると認識しており、現時点では、違法民泊について明言できないものの、御意見のとおり、税は、公平・公正であるべきであり、違法民泊事業者を把握した場合には、保健所等関係機関との連携を図り、適切に対応する必要があると認識している。
- ③ 観光客のために使われるのであれば、観光施設の利用料金を値上げするなどの検討すべき。
- 市有施設の利用料金については「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針に基づき、適正な料金算定を行うこととしており、今後においても指針に基づいた検討を行う。